



山形県公報

令和5年10月24日(火)
第449号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1085
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……1086
- 同……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……1087
- 同……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……1088
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……1089

### 公 告

- 令和5年度山形県准看護師試験の実施……………(地域医療支援課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第734号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
鳥海山地区：酒田市及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施する期間  
令和5年10月6日から令和6年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量(火山土地条件図データ作成)

### 山形県告示第735号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
蔵王山地区：山形市及び上山市
- 2 基本測量を実施する期間  
令和5年10月6日から令和6年3月31日まで

- 3 作業の種類  
基本測量（火山土地条件図データ作成）
- 

**山形県告示第736号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東田川郡庄内町常万地内、余目地内、余目新田地内、福原地内、堀野地内及び堤新田地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和5年10月16日から令和6年3月15日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第737号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町小田原地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和5年10月16日から令和6年3月15日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第738号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東置賜郡高島町大字安久津字二ノ沢3286-1、3286-4、3286-5、字三ノ沢3287、字杉並3288-1
  - 2 保安林指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種を定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び高島町役場に備え置いて縦覧に供する。）
-

**山形県告示第739号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月24日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|----------------------------|------|--------------------|-------------|
| 天童市大字荒谷字本条1番3から<br>同 85番まで | 旧    | 22.8メートル<br>} 16.0 | メートル<br>200 |
| 同 上                        | 新    | 20.2メートル<br>} 16.0 | 同 上         |

**山形県告示第740号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和5年10月24日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|----------------------------------|------|--------------------|------------|
| 尾花沢市大字母袋字ナベ越1045番から<br>同 まで      | 旧    | 40.1メートル<br>} 22.0 | メートル<br>62 |
| 尾花沢市大字母袋字ナベ越1036番から<br>同 1037番まで | 新    | 53.3メートル<br>} 35.4 | 同 上        |

**山形県告示第741号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和5年10月24日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 次年子大浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間  | 旧新の別 | 敷地の幅員     | 延長     |
|-----------------------|----|------|-----------|--------|
| 北村山郡大石田町大字大浦字外山798番から |    | 旧    | 42.7メートル  | 42メートル |
| 同                     | まで |      | 35.9      |        |
| 同                     | 上  | 新    | 103.7メートル | 同上     |
|                       |    |      | 39.4      |        |

**山形県告示第742号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和5年10月24日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 347号
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字母袋字ナベ越1036番から  
同 1037番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月24日

**山形県告示第743号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和5年10月24日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 次年子大浦線
- 2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字大浦字外山798番から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月24日

**山形県告示第744号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月24日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間  | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|------------------------------|----|------|----------|--------|
| 最上郡大蔵村大字南山字葉山外国有林2349林班ろ小班から |    | 旧    | 25.0メートル | 60メートル |
| 同                            | まで |      | 23.0     |        |
| 同                            | 上  | 新    | 30.0メートル | 同上     |
|                              |    |      | 23.0     |        |

## 山形県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和5年10月24日から同年11月7日まで縦覧に供する。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山字葉山外国有林2349林班ろ小班から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月24日

## 公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和5年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和5年10月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時 令和6年2月14日（水） 午後1時30分から午後4時まで
  - (2) 場 所 山形市上柳260番地  
公立大学法人 山形県立保健医療大学
- 2 受験手続  
受験願書を令和5年11月13日（月）から同月28日（火）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部地域医療支援課に提出すること（郵送の場合は、令和5年11月28日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。
- 3 その他  
詳細については、健康福祉部地域医療支援課（電話023(630)2258）に問い合わせること。

令和5年10月24日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年10月24日発行 発行人 山形県